



島根県報

平成18年 3 月31日 (金)
号外 第 75 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則

河川法を準用する規則を廃止する規則 (河 川 課) 1

告 示

特定非営利活動促進法の規定に基づく縦覧場所の指定 (環境生活総務課) 1

島根県母子福祉協力員設置要綱の廃止 (青少年家庭課) 2

河川法を準用する河川の区域の廃止 (河 川 課) 2

一定の複数建築物に対する制限の特例に係る対象区域 (建築住宅課) 2

公布された条例等のあらまし

河川法を準用する規則を廃止する規則 (規則第55号)

1 規則の概要

河川法を準用する規則は、廃止することとした。

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

河川法を準用する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成18年 3 月31日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第55号

河川法を準用する規則を廃止する規則

河川法を準用する規則 (昭和39年島根県規則第41号) は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

島根県告示第459号

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第 7 号) 第10条第 2 項 (同法第25条第 5 項及び第34条第 5 項において準用する場合を含む。) の縦覧を行う場所を次のように定め、平成18年 4 月 1 日から施行する。

特定非営利活動促進法の規定に基づく縦覧場所の指定 (平成15年島根県告示第237号) は、廃止する。

平成18年 3 月31日

島根県知事 澄 田 信 義

県政情報センター

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は県民センター（県民センターに置かれる事務所の管轄区域に係るものにあつては、当該事務所）

島根県告示第460号

島根県母子福祉協力員設置要綱（昭和33年島根県告示第277号）は廃止し、平成18年4月1日から施行する。

平成18年3月31日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第461号

河川法を準用する河川の区域（昭和39年島根県告示第567号）は廃止し、平成18年3月31日から施行する。

平成18年3月31日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第462号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第2項の規定により、次のとおり一定の複数建築物に対する制限の特例に係る認定をしたので、同条第8項の規定により告示する。

その関係図書は益田土木建築事務所及び益田市役所に備えて一般の縦覧に供する。

平成18年3月31日

島根県知事 澄 田 信 義

1 対象区域

益田市久城町936 - 3、936 - 5、936 - 19、936 - 1、936 - 23、936 - 22、936 - 21、936 - 20

2 認定の年月日及び番号

平成18年3月27日 第1号